

公共施設等の適正管理の推進について

平成31年4月25日

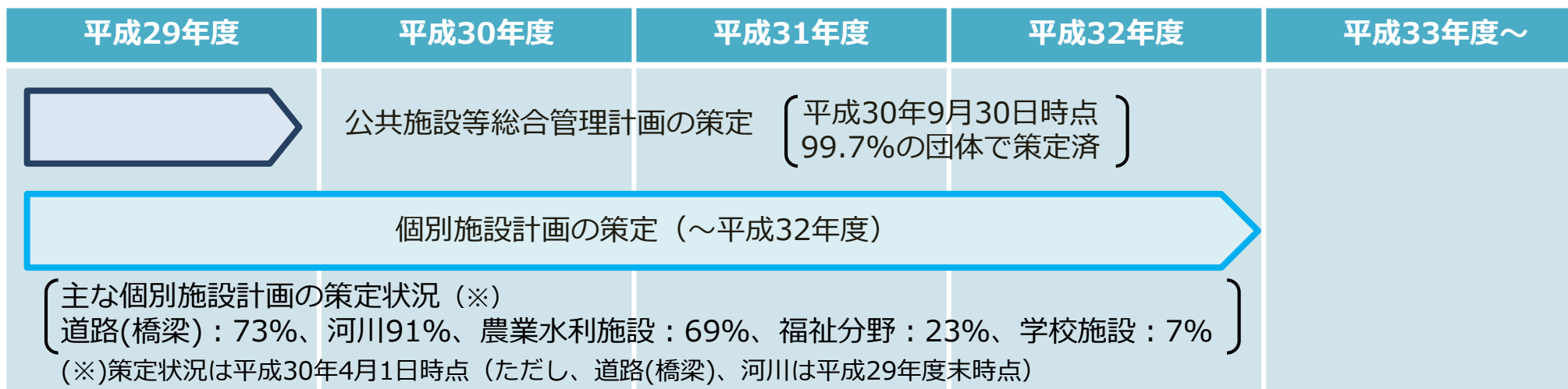
総務省自治財政局

調整課・地方債課・財務調査課

公共施設等の適正管理の推進（公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定）

公共施設等総合管理計画に基づき、関係省庁と連携して個別施設計画の策定を要請するとともに、**集約化・複合化や転用、長寿命化等により、中長期的に経費の軽減・平準化につながる適正管理を推進**

<イメージ>



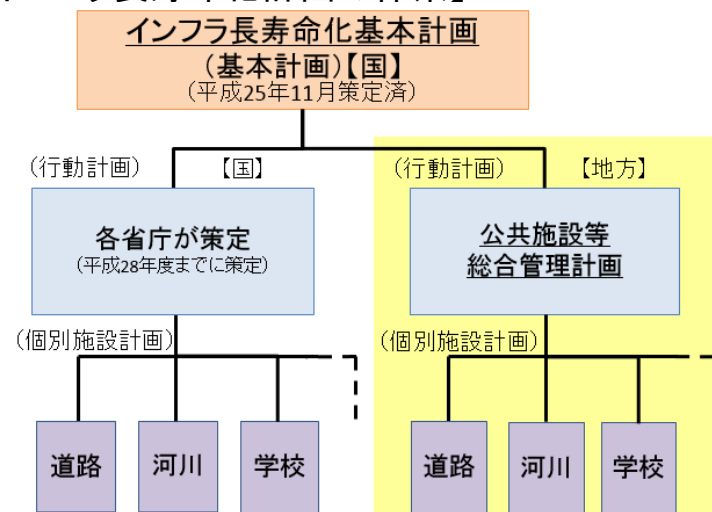
<公共施設等総合管理計画>

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、地方公共団体が所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの

<個別施設計画>

公共施設等総合管理計画に基づき、地方公共団体が個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの

【インフラ長寿命化計画の体系】



公共施設等の適正管理の推進（公共施設等総合管理計画の見直し・充実、地方財政措置）

公共施設等総合管理計画の見直し・充実（公共施設等の適正管理に取り組むことによる効果額の「見える化」）

公共施設等総合管理計画について、中長期的な維持管理・更新費の見通しを明示するとともに、平成33年度までに、適正管理に取り組むことによる効果額を示すよう要請

<イメージ>

〔現在(例:過去5年平均)〕

維持・更新等に
要している経費

100億円/年



〔今後30年間の経費〕

既存施設を
単純更新した場合 … 150億円/年

長寿命化等の対策
を反映した場合 … 130億円/年



〔効果額〕

20億円/年
の削減

地方財政措置（公共施設等適正管理推進事業債）による取組の推進

- ① 集約化・複合化事業
- ② 長寿命化事業
公共用の建築物(義務教育施設を含む)
社会基盤施設(道路・橋梁・河川・砂防関連施設等)
- ③ 転用事業
- ④ 立地適正化事業
- ⑤ ユニバーサルデザイン化事業
- ⑥ 市町村役場機能緊急保全事業
- ⑦ 除却事業

公共施設の適正管理の事例



期間：平成29年度から33年度まで(⑥は平成32年度まで※ただし、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、経過措置あり)

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式（10年間の例）

【経費の見込みの記載について】

- (1) 総合管理計画の初年度を起点とした10年間について、次の表の区分により、長寿命化対策等の効果を反映した当該10年間において必要となる経費について、普通会計と公営事業会計に区分した上で、それぞれを建築物とインフラ施設に区分して記載すること。
- (2) 備考の定義に基づき、「維持管理・修繕」、「改修」、「更新等」ごとの見込み額を記載すること。
- (3) 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）見込みも記載すること。
- (4) 普通会計と公営事業会計のそれぞれの区分ごとに、充当可能な財源の見込み（地方債、基金等の充当額の見込み、充当の考え方等）を記載すること。
- (5) そのほか、財政負担の平準化を図る観点から、対象期間の各年度ごとの経費見込みを記載した資料を別途作成すること。
- (6) 現在、維持管理・更新等に要している経費について直近のものを記載すること。

【平成〇年度から10年間】

今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

（百万円）

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去〇年平均)
普通会計	建築物(a)								
	インフラ施設(b)								
	計(a+b)								
公営事業会計	建築物(c)								
	インフラ施設(d)								
	計(c+d)								
建築物計(a+c)									
インフラ施設計(b+d)									
合計(a+b+c+d)									

【備考】

- ※ 建築物：学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設：道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修：公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

公共施設等の適正管理の推進（公共施設等適正管理推進事業債）

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充（橋梁、都市公園施設等）

【地方債計画額 H29：3,150億円 → H30：4,320億円 → H31：4,320億円】

公共施設等適正管理推進事業債

（期間：平成29年度から平成33年度まで（⑥は平成32年度まで（ただし、経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる）））

① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：50%

② 長寿命化事業

〈対象事業〉

【公共用の建築物】施設（義務教育施設を含む）の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

【社会基盤施設（道路（舗装、小規模構造物、橋梁等）、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設）】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定の規模以下等の事業）

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%（注））

※下線部分を平成31年度から拡充

③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%）

④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%）

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%（注））

⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

〈充当率等〉充当率：90%（交付税措置対象分75%）、交付税措置率：30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本

⑦ 除却事業

充当率：90%

（注）義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定

※①～⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用）が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。

公共施設等総合管理計画の比較可能な形での「見える化」

○ 公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等について、平成29年度末時点において策定されている全団体をとりまとめ、以下のように一覧にしたものを総務省HPで公表（URL：<http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>）。

（公表項目のうち一部項目を抜粋）

団体名等		公共施設等総合管理計画記載事項															
都道府県名	市区町村名	策定年度 (改訂年度)	計画期間		施設保有量	維持管理・更新等にかかる経費			①公共施設の数 ②延床面積等に関する目標 ③トータルコストの削減 ④平準化等に関する目標	総合管理計画の推進体制	PDCAサイクルの推進方針						
			年度	区分		数	内容	現在要している経費			将来にわたる経費の見込み		内容	数値目標			
						内容	期間及び経費の見込み	対策を反映した見込み	①②③④								
○○県	□□市	平成27年度	年	20年	【公共施設】 約70.0万㎡ 【インフラ】 道路：700km 橋りょう：3.5km 上水：450km 下水：400km など	直近5年平均 で15億円 (公共施設5 億円、インフラ 10億円)	計画期間の年平均 で約35億円 (公共施設12億、 インフラ23億)	計画期間の年平均 で約23億円 (公共施設8億円、 インフラ15億円)	【基本目標】 計画的な維持管理・ 更新に取組み、財政負 担の軽減・平準化を図 る ※数値目標は、実施計 画で設定する	無					公共施設等の情報を一元的に管理・集約する部署として、公共施設活用課を新たに設置。	進捗状況を管理・集約する担当課と施設所管課で、定期的に意見交換し、PDCAサイクルに基づき改善。	3年
○○県	△△市	平成27年度	11年	20年	【公共建築物】 約72.0万㎡ 【インフラ系】 道路：1,400km 橋りょう：7.0km 上水：900km 下水：800km など	平成27年度 決算額で60億円	今後20年間の総額 で約2,000億円	今後20年間の総額 で約1,800億円	【ハコモノ施設】 ②40年間で延床面積 の20%を削減 ・長寿命化・安全の確保 ・集約化・複合化による 適正配置 【インフラ施設】 ・維持管理費用の削減 ・長寿命化・安全の確保	有	無	有	無	無	財産活用課にて、個別施設計画の進捗状況等を集約。公共施設マネジメント推進会議やWGにおいて、具体的な取組等に向けた検討を進める。	有識者会議等からの提言も踏まえ、総合管理計画で設定した数値目標に照らして取組みを評価する。	概ね5年
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

※上記データは実際の地方公共団体のものではない。

公共施設最適化事業債を活用した取組事例①

茨城県鹿嶋市(人口6.7万人) 屋内温水プール整備事業

事業の概要

築40年が経過し老朽化が著しく、修繕費や維持管理が負担となっている5つの小・中学校の屋外プールの機能を集約した上で、一般の方も通年利用可能な利便性の高い屋内温水プールとして整備する。

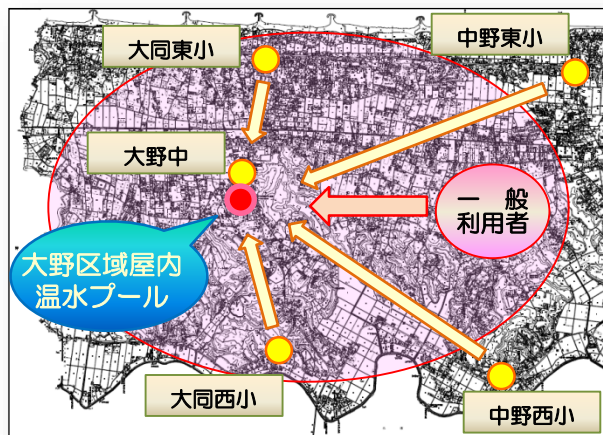
事業のポイント

既存学校プール



老朽化

集約化



小・中学校の**学校プール**と**市民プール**としての機能を併せ持つ、**効率性・利便性**の高い施設へ

住民との連携

施設の集約化にあたり、市、学校関係者、地域住民等による検討組織を立ち上げたほか、地区公民館、プール統合対象学校の児童・生徒・担任等にアンケート調査を実施し、住民や利用者との連携や協働を図った。

完成イメージ図



集約化

5つの学校プールを1つの屋内温水プールとして整備することで、清掃やメンテナンスなどの維持管理も容易になり、負担軽減。 ※プール延床面積 $4,228.8\text{m}^2 \rightarrow 771.56\text{m}^2$ に集約。

事業の効果

- 学校のみ利用であったプールを通年利用の屋内温水プールとすることで利便性が向上する。
- 施設の老朽化により不安のあった維持管理がなくなり、学校及び市の負担が軽減される。
- 幼児から高齢者がプールを通して交流できる施設となり、地域のにぎわいを創出する。

公共施設最適化事業債を活用した取組事例②

愛知県岡崎市(人口38.7万人)「額田センター整備事業」

事業の概要

額田支所周辺の老朽化した5つの公共施設について、規模の適正化、複合化を図り、機能の拡充をした上で複合施設「額田センター」として整備。

事業のポイント

【課題】

- ・老朽化した施設、耐震性のない施設の存在
- ・他地域の施設量や利用状況と比較して施設規模が全体的に過大
- ・5施設の利用動線が悪い

施設名	延床面積(m ²)
旧額田支所(未利用)	1,362.74
額田支所	784.72
額田図書館	562.35
森の総合駅	505.42
ぬかた会館	718.16
合計	3,933.39

(延床面積を約50%縮減)
複合化

施設名	延床面積(m ²)
額田センター	1,975.77

※ぬかた会館は学区住民のコミュニティー活動の拠点施設に転用予定



- 新施設機能
 - 〈行政関係機能〉支所、福祉総合相談窓口等
 - 〈市民交流機能〉集会室、和室等
 - 〈社会教育機能〉図書館、森の駅情報コーナー
 - 〈地域防災拠点機能〉防災活動室、防災倉庫等

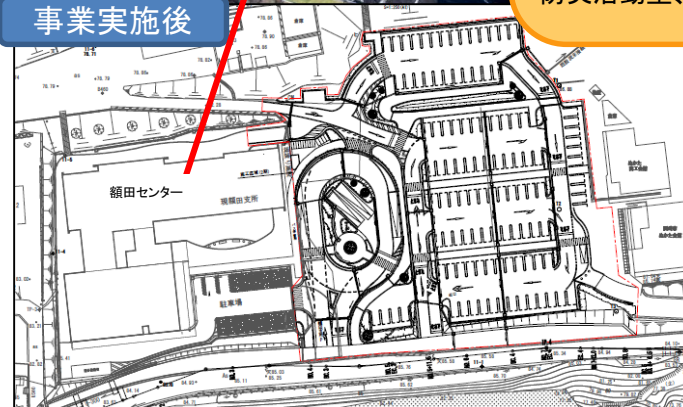
事業実施体制

関係課長を委員とした検討部会を設置。さらに副市長を議長、関係部課長を委員とした上部会議で事業を推進。

事業実施前



事業実施後



事業の効果

- 利用者の動線や機能の集約によって、施設の利便性が高まり、効率性が図られ、一体的な利用が可能となる。
- 地域住民が一箇所に集まることで、ふれあいや交流が生まれ、地域の市民活動が促進される。
- 当センターを中心とした地域自治・生活拠点、防災拠点が整備され、ランドマークとしての重要性が高まる。

公共施設最適化事業債を活用した取組事例③

茨城県ひたちなか市(人口15万人)「子育て支援・多世代交流施設整備事業」

事業の概要

中心市街地に立地している民間企業の遊休施設を市が取得し、老朽化した青少年センター及び生涯学習センターの機能を移転するとともに、新たに子育て支援機能及び地域交流機能を加え、複合施設として整備する。

事業のポイント

老朽化



青少年センター

+

老朽化



生涯学習センター



移転・
複合化

○ 民間企業の遊休施設を取得し整備

複合化

青少年センター
生涯学習センター

追加

子育て支援機能
地域交流機能



複合化

青少年センター及び生涯学習センターの機能を集約
公共施設最適化事業債を活用(床面積1,628㎡→1,621㎡)

追加

子育て支援機能(プレイルーム、一時預かり室等)
及び地域交流機能(まちづくり交流スペース等)を追加

事業の効果

- 商店街に隣接する遊休施設を有効活用することにより、利用者の利便性が向上する。
- 利用者の異なる機能を1か所に集め、複合施設として整備することにより、多世代の交流を促進する。
- これらによって、コミュニティの活性化を図るとともに、中心市街地のにぎわいを創出する。



公共施設最適化事業債を活用した取組事例④

大阪府岸和田市(人口19.5万人)「新福祉センター整備事業」

事業の概要

市の中心駅近くに立地している高齢者関連施設の建替えに合わせて、市内に分散している障害者支援施設や児童福祉施設の機能を「都市中枢ゾーン」内に移転し、複合施設として整備する。

事業のポイント

- 総合計画及び公共施設等総合管理計画を連携させることで、まちづくり関係施策を連携させた事業を構築する。

総合計画

岸和田駅周辺を「**都市中枢ゾーン**」として位置づけ、中心市街地の一角として、商業・業務など**都市機能の集積**を図るとともに、**地域福祉**を考慮し、市の中枢拠点として**にぎわいの創出**を図る。

公共施設等総合管理計画

長期的な視点で人口動向や財政状況を見据え、適正な保有量を検討するとともに、地域のニーズや利用状況等を鑑み、**集約化や複合化等**、施設の再配置により**公共施設等の適正化**を図る。

岸和田市総合計画におけるまちづくりゾーン図



事業の効果

- 分散している福祉施設機能を1か所に集めることにより、人が集まる都市の拠点をつくり、市の玄関口にふさわしいにぎわいの創出に寄与する。
- 将来的には、市庁舎移転の第一候補地として検討しており、今後の一層の都市機能の強化も見込まれる。

公共施設最適化事業債を活用した取組事例⑤

福岡県飯塚市(人口13万人)「小中一貫校建設事業(幸袋中学校区小中一貫校)」

事業の概要

学校施設の老朽化が進行するとともに、人口(児童・生徒)が減少することを踏まえ、2つの小学校及び1つの中学校を施設一体型の小中一貫校として集約する。(小学校に併設されている児童館も同時に移転し、統合。)

事業のポイント

小中一貫校の施設整備に当たり、保護者や地域住民に対して、アンケートや意見交換を行った。

○学校再編整備等に関するアンケート

市全体における学校の再編整備計画を策定するに当たり、保護者や地域住民に対して、アンケートを実施した。

アンケートの内容

- ・小規模な学級編成(1学年1学級など)が存在していることに対する考え方
- ・小中一貫教育の効果
- ・老朽化による建替えの是非
- ・小学校及び中学校の通学方法及び通学距離

アンケートを踏まえ、「飯塚市立小学校・中学校再編整備計画」を策定した。

計画では、12の中学校区それぞれについて再編の方針が定められ、幸袋中学校区においては、幸袋小学校、目尾小学校及び幸袋中学校を施設一体型の**小中一貫校**として**統合**することとされた。

※併設されている児童館も同時に移転し、統合

○建設適地の比較検討

「飯塚市立小学校・中学校再編整備計画」に基づき新たな学校を建設するため、保護者や地域住民を中心に建設適地を検討した。

市が提示した3つの候補地について、保護者全員を対象に実施した候補地選定に関するアンケートを参考に、周辺環境や通学路の安全性等、**10項目(49細項目)**の評点を行った。

保護者及び地域住民により構成される「**小中一貫校建設基本構想検討会**」において、上記の評点等を参考に、それぞれの候補地について意見交換したうえで、**投票による選定**を行った。

自治会長、PTA及び有識者で構成される「**建設適地検討協議会**」にて**①安全性**、**②周辺環境**、**③通学距離**の観点から再度選定を行い、教育委員会に建議した。

事業の効果

- 建設する小中一貫校の整備方針及び建設適地について、保護者や地域住民が主体となって検討したことで、今後導入される小中一貫教育を地域全体で支えることが期待される。

公共施設最適化事業債を活用した取組事例⑥

奈良県(人口134万人)、五條市(人口3.1万人)「五條合同庁舎整備事業(国・県・市集約型)」

取組の概要

五條市において、老朽化した市役所の建替えと周辺のまちづくりを一体的に推進するため、「県立五條高校跡地」を有効活用し、国・県の出先機関も同地に集約した五條合同庁舎を整備。

取組のポイント

五條市の取組

【五條中心市街地地区のまちづくりの推進】

まちづくりのテーマ
「新たな中南和の玄関口の顔づくり」

- ・新庁舎建設事業
- ・賑わい空間整備事業
- ・賑わい創出事業等

広域連携

- ・県市まちづくり包括協定締結(H27.2)
- ・地区のまちづくり基本構想策定・基本協定締結(H28.2)
- ・個別協定締結(H29.12)→県から市へ土地売却
- ・地区のまちづくり基本計画策定(H30.1)
- ・五條合同庁舎の整備(H29-H32)等

公共施設の老朽化・耐震性への対応

奈良県の取組

【市町村との連携によるまちづくり】

- ・県と市町村が協働したまちづくりの取組
- ・市町村が行うまちづくり事業に係る財政支援

【公共施設の総合的管理・活用の推進】

- ・公共施設の管理適正化に向け、南部地域の県庁舎系施設の再配置を計画



広域連携の効果

- 点在する国・県・市の行政機能を集約した市民開放型の公共都市空間(シビックコア)を形成し、公共施設の利便性と快適性を向上させる。
- 賑わい・交流の創出と周辺地域(五條中心市街地地区)の活性化により、新たなまちの顔を創出する。
- 県域ファシリティマネジメント(公共資産の総合的管理・活用)と新たなまちづくりを実現する。

公共施設最適化事業債を活用した取組事例⑦

事業の概要

秋田県(人口97.7万人)、秋田市(人口30.8万人)

県と市が文化施設の整備に関する基本協定を締結し、老朽化により施設利用者のニーズに対応することが難しくなった秋田県民会館と秋田市文化会館の両施設の機能を集約した、県・市連携文化施設を整備する。

事業のポイント

老朽化



秋田県民会館

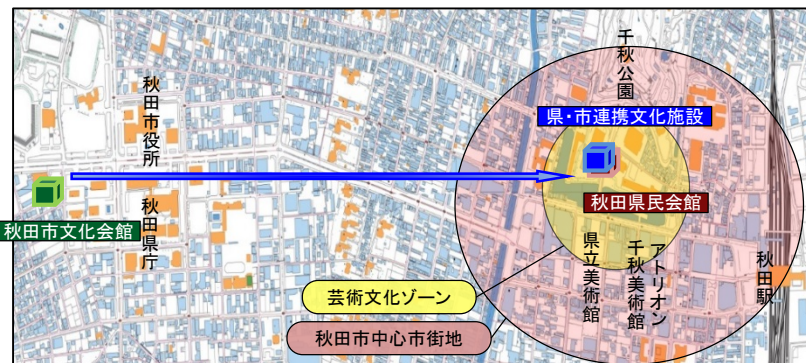
老朽化



秋田市文化会館

県・市連携協定締結の経緯

- 平成25年度
知事と市長が、老朽化が進む両施設について、「県市連携による再編整備の検討」を表明(H25.4)
- 平成28年度
県・市連携文化施設の整備に関する基本協定締結(H29.1)



県・市連携協定締結 + 集約化

県・市連携協定締結のポイント

- ◎業務分担…施設を連携して整備するため、県・市双方の職員による推進体制を構築
- ◎負担のあり方…ホール面積割合を基本とし、県・市双方が負担

完成イメージ図



県・市連携文化施設

集約化

事業年度:平成29~33年度
県民会館と市文化会館を廃止し、新たに2つの機能を併せ持った施設を県と市が共同整備
(延床面積)
計:23,588㎡ → 22,653㎡
〔県:9,304㎡〕
〔市:14,284㎡〕 ※約4%減少

事業の効果

- 県と市の共同整備により、それぞれ単独の建替えよりも、整備費と運営管理コストの縮減が図られる。
- 秋田市中心部という立地を活かし、日常的に人が集い交流できる施設となり、まちの賑わいが創出される。
- ホールの一体的・広範な利用が可能となり、これまでは実施することができなかった規模・種類の公演が実施できるようになるなど、発表・鑑賞機会の充実が図られる。

公共施設最適化事業債を活用した取組事例⑧

事業の概要

千葉県習志野市(人口17.3万人)

京成大久保駅周辺1km圏内にある4つの施設(公民館、図書館、児童館等)と、同駅前に立地する3つの同種の施設の機能を統合し、PFI事業により、同駅に隣接する中央公園内に2つの新たな生涯学習施設を整備する。

事業のポイント

習志野市の公共施設再生のモデル事業



事業の効果

- 駅前に立地する公共施設としての利便性を確保するとともに、都市公園の有効活用ができる。
- 民間活力を導入した公共施設の複合化によって、整備費と維持管理・運営コストの削減が図られる。
- 生涯学習施設整備事業と民間付帯事業(カフェ及び若者向け賃貸住宅)を一体的に実施することにより、多世代が交流する賑わいの場の創出と、定住人口の増加が期待できる。

公共施設最適化事業債を活用した取組事例⑨

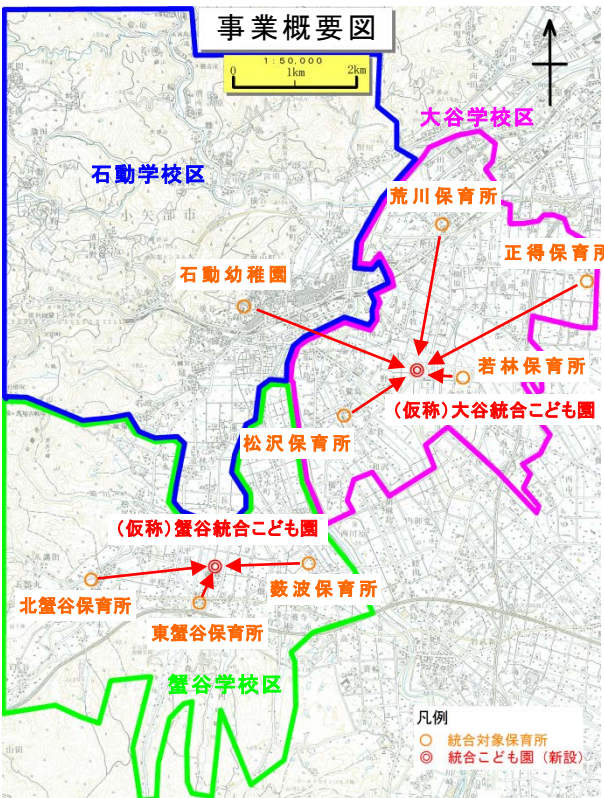
事業の概要

富山県小矢部市(人口3.0万人)

いすぎ おおたに

児童数の推移や新たな保育サービスの要望に対応するため、石動・大谷学校区に存在する5保育所等かんだを1つに、蟹谷学校区に存在する3保育所を1つに統合し、子育て支援センターを併設したこども園を整備する。

事業のポイント



(仮称)大谷統合こども園



- 松沢保育所
 - 正得保育所
 - 荒川保育所
 - 若林保育所
 - 石動幼稚園
- 集約化
- (仮称)大谷統合こども園
- 延床面積: 3,073㎡→2,633㎡

(仮称)蟹谷統合こども園



- 北蟹谷保育所
 - 藪波保育所
 - 東蟹谷保育所
- 集約化
- (仮称)蟹谷統合こども園
- 延床面積: 1,879㎡→1,826㎡

機能追加・・・新統合こども園に子育て支援センターを新たに併設
 延長保育、土曜保育、休日保育、病児保育(体調不良児対応型)の保育サービスを拡充
 住民理解・・・「小矢部市立幼稚園及び保育所統廃合・民営化等推進委員会の最終答申」を踏まえ、
 既存施設では対応困難だった保護者ニーズについて、統合により開園日の追加等保育サービス等の拡充が可能となることを、住民・保護者への説明会等を通じ理解を得て実施

事業の効果

- 新たに子育て支援センターを併設するとともに、多様な保護者ニーズに応えられる保育サービスを提供する。
- 複数地区に分散していた施設の集約により、維持管理・更新費用を抑えることができる。

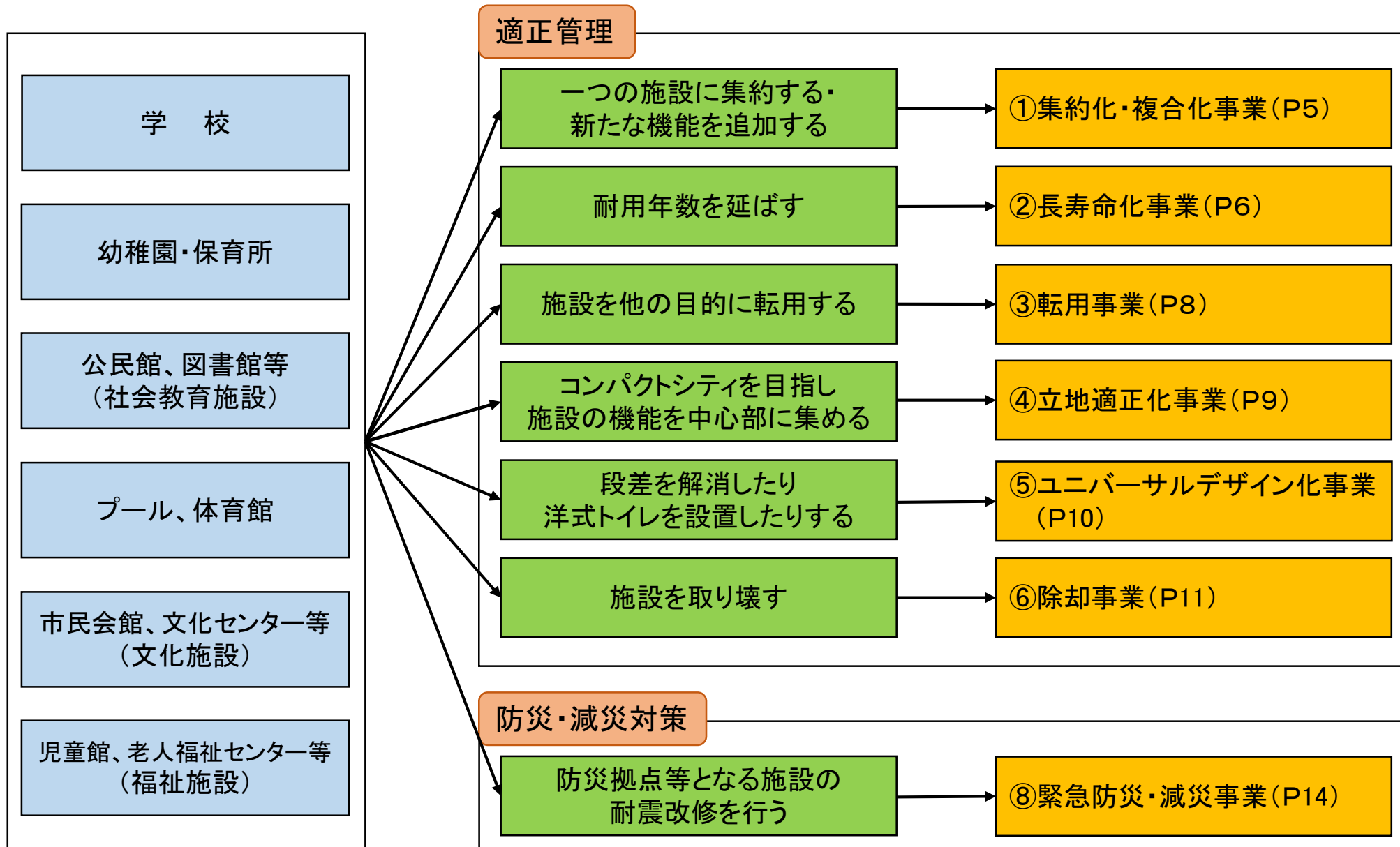
公共施設などの整備のための地方債活用例

平成31年4月25日

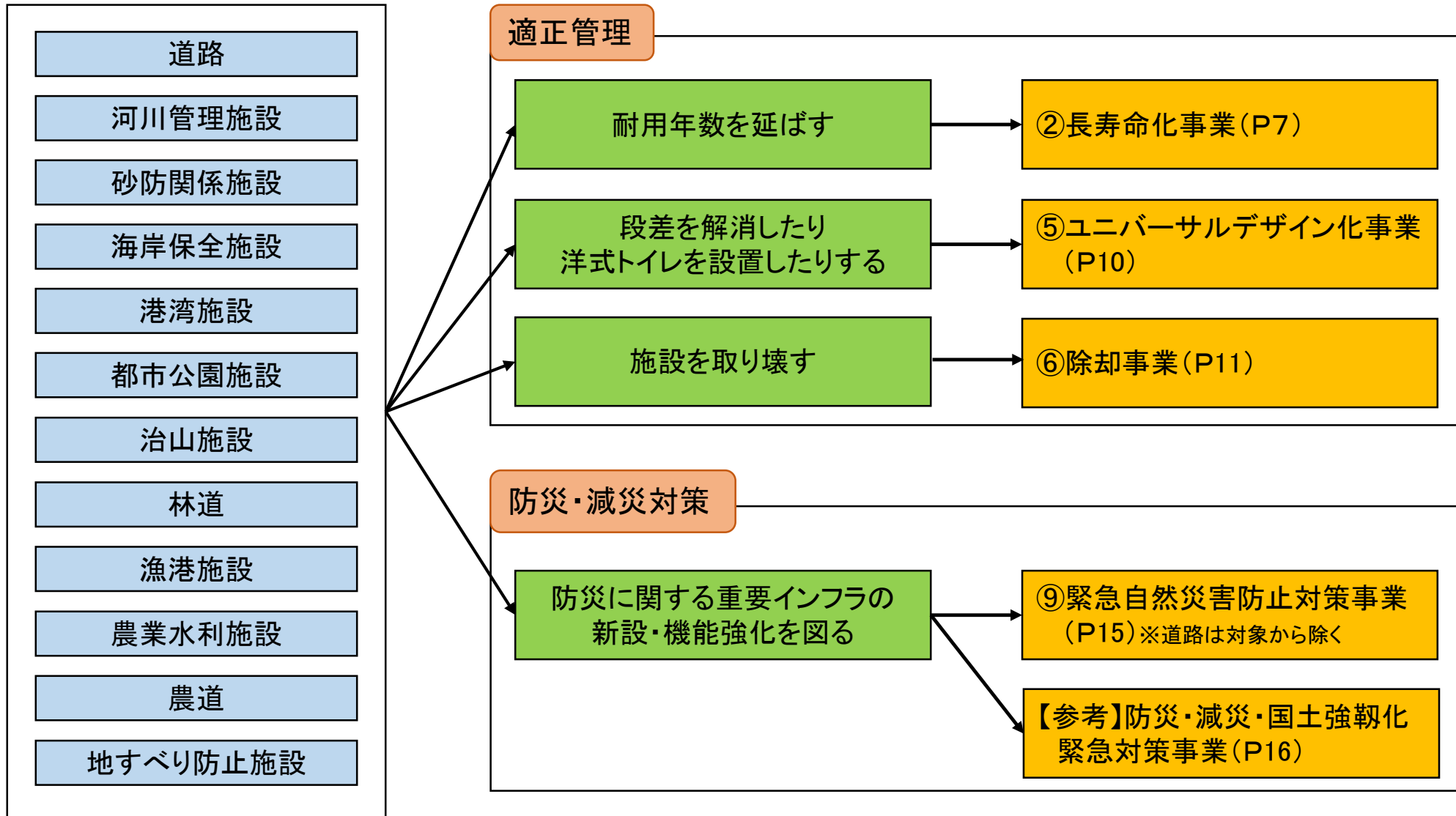
総務省自治財政局

調整課・地方債課・財務調査課

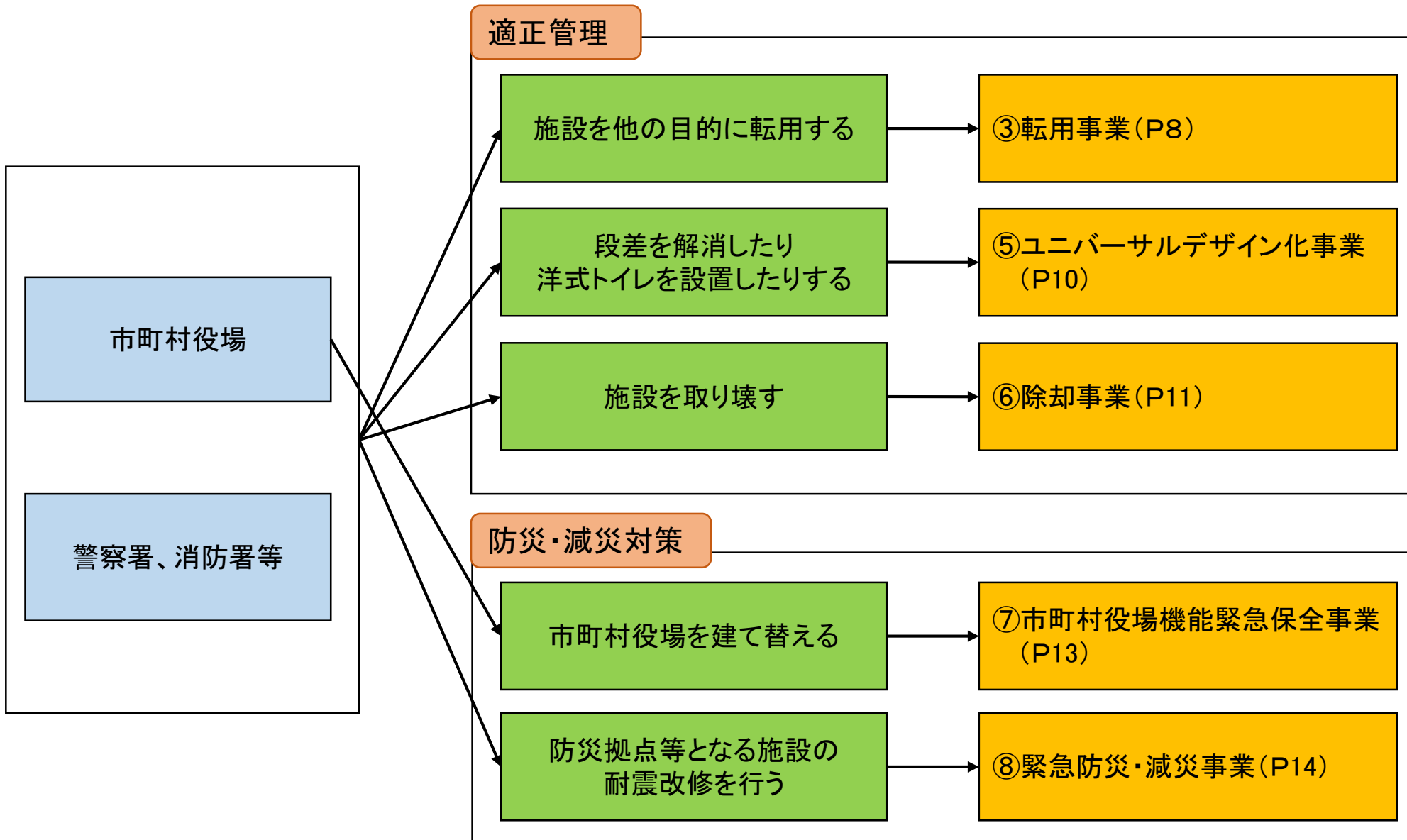
公共施設などの整備のための地方債活用例(公共用施設)



公共施設などの整備のための地方債活用例(社会基盤施設)



公共施設などの整備のための地方債活用例(公用施設)



公共施設などの整備のための地方債活用例(参考)

区分	事業名	対象施設			参考	地方債措置	
		公共施設 (※)	社会 基盤施設	公用施設		充当率	交付税 措置率
適正管理	①集約化・複合化	○			複数の団体が連携して行う事業や国庫補助事業も対象	90%	50%
	②長寿命化	○	○		平成31年度から橋梁、都市公園施設等を対象に追加		財政力に応じて 30%～50%
	③転用	他の公共施設 への転用 ○		公共施設 への転用 ○	①との組合せ(集約化・複合化した残りの施設の転用)も可能		
	④立地適正化	○			・国庫補助事業を補完する事業 ・国庫補助事業と一体的に実施する事業 } 対象		
	⑤ユニバーサルデザイン化	○	○	○	庁舎などの公用施設における段差解消やトイレの洋式化も対象		
	⑥除却	○	○	○			
防災・減災対策	⑦市町村役場機能緊急保全			本庁舎 ○	平成32年度までに実施設計に着手すれば活用可能	100%	起債対象経費の75%を上限とし、この範囲で充当した地方債元利償還金の30%
	⑧緊急防災・減災	○		○	社会基盤施設のうち、不特定多数の者が利用する施設の耐震化については対象		70%
	⑨緊急自然災害防止対策		○		「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と連携して行う単独事業		
	【参考】防災・減災・国土強靱化緊急対策		○		「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業(公共施設・公用施設も一部対象)		

※公営住宅及び公営企業施設を除く

(期間)①～⑥は平成33年度まで、⑦～⑨及び【参考】は平成32年度まで

(留意点) 適正管理の①～⑥全て及び防災・減災対策の⑦は公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑥を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。

① 集約化・複合化事業

対象事業

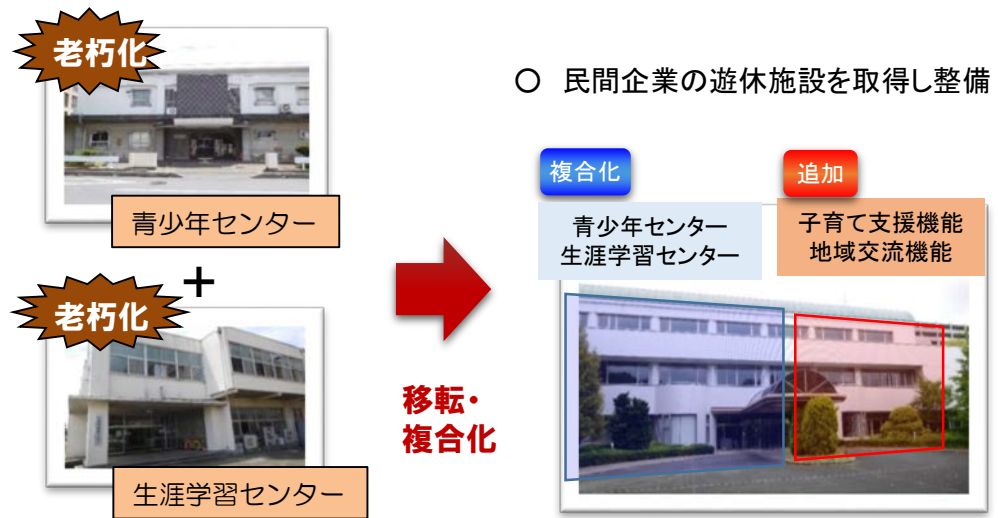
- 個別施設計画に位置付けられた集約化事業又は複合化事業であって、全体として延床面積が減少する事業
- ※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設を整備する事業は対象とならない

留意事項

事業期間：平成29年度～平成33年度

- ・ 統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要。
- ・ 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。
- ・ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
- ・ 公共施設と対象外施設(庁舎等)を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。
(共用部分がある場合、当該部分については面積按分等)
- ・ 集約化又は複合化により整備する施設に、統合前の施設以外の機能を有した施設を新たに併設する場合には、集約化又は複合化により整備する施設に係る部分に限り対象となる。

【事業イメージ】



- 民間企業の遊休施設を取得し整備

青少年センター及び生涯学習センターの機能を集約
子育て支援機能(プレイルーム、一時預かり室等)
及び地域交流機能(まちづくり交流スペース等)を追加

充当率・元利償還金に対する交付税措置

集約化・複合化事業費
公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の50%を地方交付税措置

一般財源

②-1 公共用の建築物の長寿命化事業

対象事業

○ 個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物に係る長寿命化事業であって、法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために行う改修事業

(施設に附属する設備であって、当該施設を使用目標年数まで活用するために不可欠なものを含む。)

※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設の改修事業は対象とならない

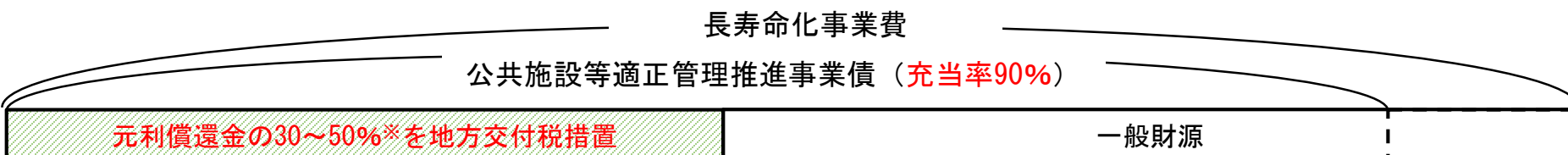
留意事項

事業期間：平成29年度～平成33年度

- ・ 個別施設計画において、当該改修事業が位置付けられているだけでなく、長寿命化の目標として法定耐用年数を超える使用目標年数が定められていること。
- ・ 改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。

(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

【事業イメージ】

○長寿命化例1(図書館)



法定耐用年数50年

外壁、建具、
屋根防水
の改修等



長寿命化



目標使用年数80年

○長寿命化例2(高校校舎附帯施設(格技場))



法定耐用年数47年

外壁、屋根
の改修等



長寿命化



目標使用年数60年

②-2 社会基盤施設の長寿命化事業

対象事業

- 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（10年以上の長寿命化が見込まれる一定の規模以下の事業等）
〔道路（舗装、小規模構造物、橋梁等）、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設〕

留意事項

事業期間：平成29年度～平成33年度

- ・ 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施する事業であること
- ・ 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明らかにされていること

【事業イメージ】

○道路（舗装の表層に係る補修）



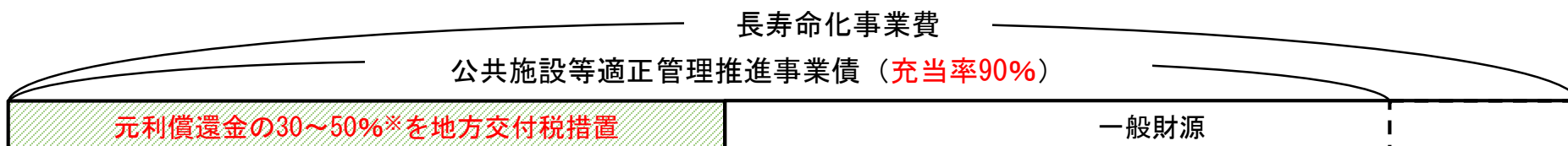
○道路（橋梁の修繕）



○都市公園施設（テニスコートの改修）



充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

③ 転用事業

対象事業

○ 個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業

※ 転用後の施設が公用施設や公営住宅、公営企業施設である事業は対象とならない

留意事項

事業期間：平成29年度～平成33年度

- ・ 転用に伴い面積が増加する場合、転用前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。

（転用に係る事業費全体について面積按分等を行い、転用前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業費とする）

- ・ 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対象となる。
- ・ 転用前の施設が現に供用されていない場合も対象となる。

充当率・元利償還金に対する交付税措置

転用事業費

公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

【事業イメージ】

○転用例1



小学校



転用



地区交流センター

○転用例2



保育所



転用



地域集会施設

④ 立地適正化事業

対象事業

○ 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業

(事業例) 国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業

国庫補助事業の一部要件(事業規模等)を満たさない事業

* 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率
嵩上げ等の要件とされている国庫補助事業をいう。

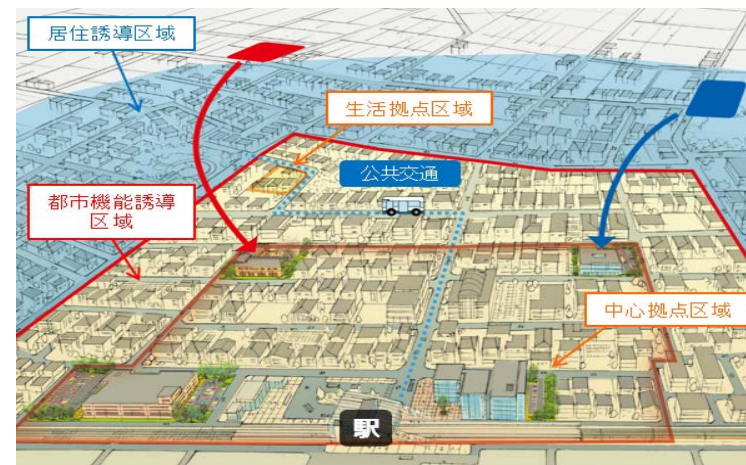
※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は対象とならない

留意事項

事業期間:平成29年度～平成33年度

- 補完事業については、改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

【事業イメージ】



充当率・元利償還金に対する交付税措置

立地適正化事業費

公共施設をまちなかで適切に配置

公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の30～50%*を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

対象事業

○ ①又は②に該当する事業

① バリアフリー法に基づく公共施設等(公営住宅及び公営企業施設を除く)のバリアフリー改修事業

i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業

ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業(施設の一部を基準に適合させる事業を含む)

例) 車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等

② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

例) 授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

留意事項

事業期間：平成30年度～平成33年度

【事業イメージ】

- 公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること。
- ① ii) 及び②については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること(※)。

※ 公共施設等総合管理計画に記載のユニバーサルデザイン化の推進方針に則して、ユニバーサルデザイン化のための具体的な対策内容(対象施設、実施時期、対策内容等)を記載



デジタルサイネージの整備
事業費：数十万円～数百万円(1台)

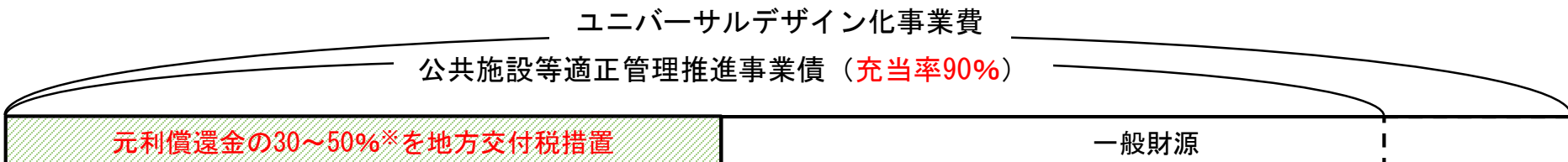


多目的トイレの整備
事業費：400万円程度



出入口の段差解消
事業費：30万円程度

充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

⑥ 除却事業

対象事業

○ 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却

※ 個別施設計画への位置付けは不要

留意事項

事業期間：平成29年度～平成33年度

- ・ 公営企業に係るものを除く。
- ・ 解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する経費が含まれる。

【事業イメージ】

○除却例1



公民館



除却



更地

○除却例2



児童館

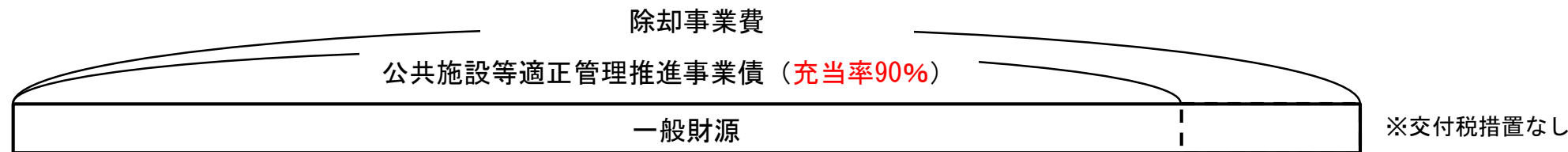


除却



更地

充当率・元利償還金に対する交付税措置



<参考> 地方財政法（昭和23年法律第109号）※平成26年度改正（平成26年法律第5号）により導入

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第33条の5の8 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

公共施設等適正管理推進事業債における交付税措置率

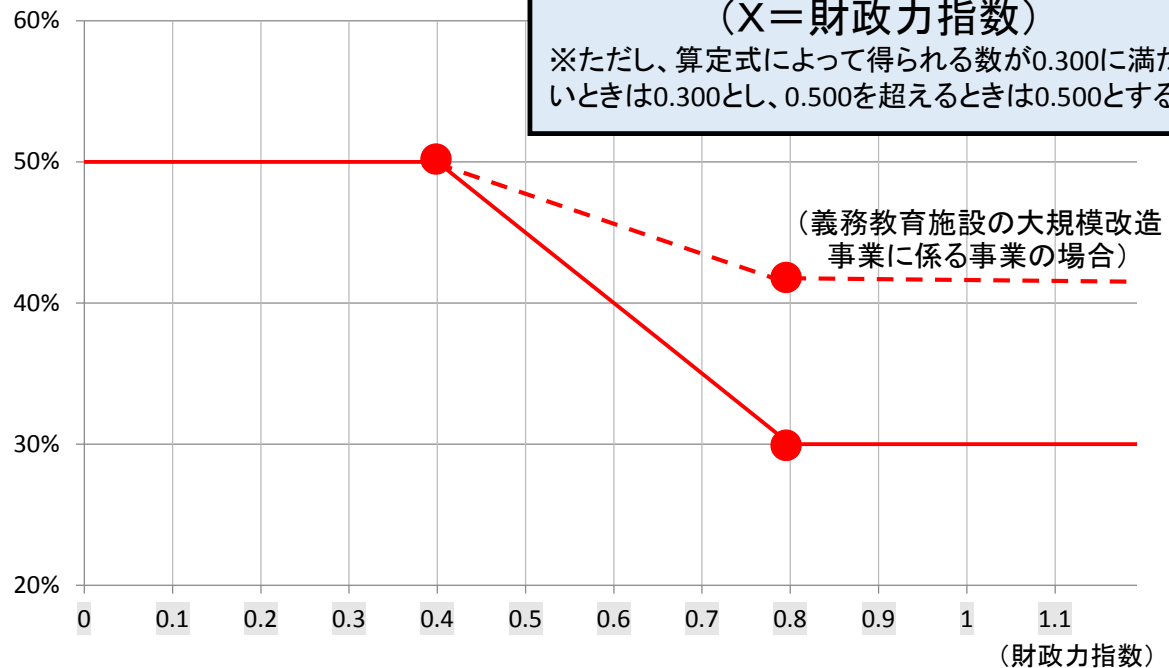
- 公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）のうち、長寿命化事業・転用事業・立地適正化事業・ユニバーサルデザイン化事業に係る元利償還金の普通交付税の措置率について、平成30年度同意等分より、現在の一律30%から拡充し、財政力に応じて30～50%とする。

財政力指数と交付税措置率

財政力指数	交付税措置率
0.8以上	30%
0.4以上 0.8未満	財政力に応じて 30～50%（※）
0.4未満	50%

（都道府県、市区町村共通）

（交付税措置率）



※ 長寿命化事業及びユニバーサルデザイン化事業のうち、義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定。

⑦ 市町村役場機能緊急保全事業

対象事業

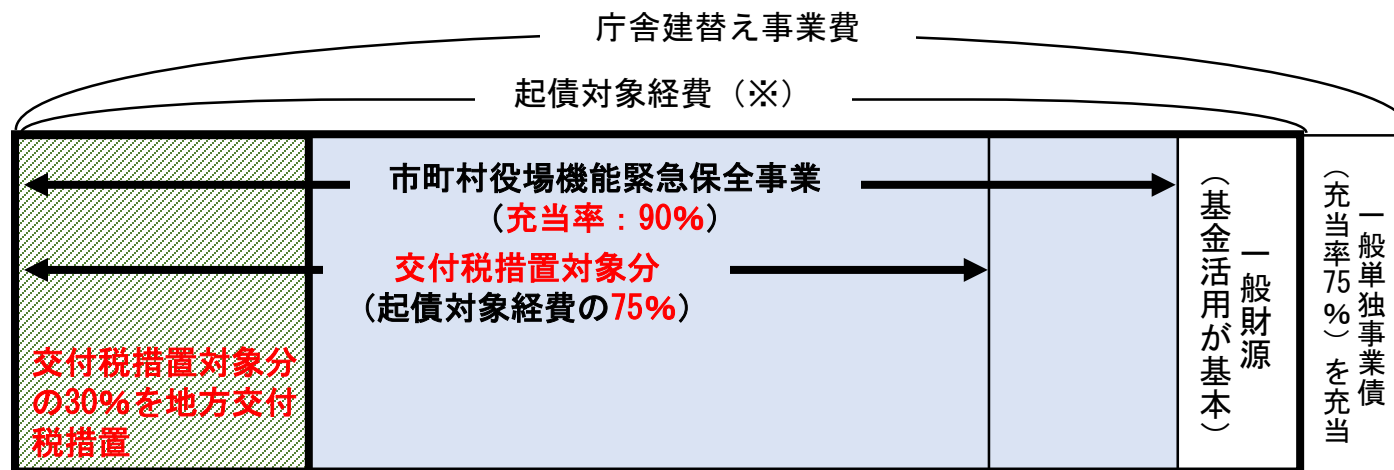
○ 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業

※ 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置付ける必要

留意事項

- ・ 庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するため、平成29年度に創設（事業期間は、平成32年度まで）。
- ・ 経過措置として、平成32年度までに実施設計に着手した事業については、平成33年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる。

充当率・元利償還金に対する交付税措置



※ 起債対象経費 = 庁舎建替え事業費 × (建設前延床面積 又は 標準面積のいずれか大きい方) / 新庁舎の面積

【事業イメージ】



⑧ 緊急防災・減災事業

- 東日本大震災等を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業（事業期間は、平成32年度まで）

対象事業

- ① 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備（非常用電源、避難路、指定避難所の空調・Wi-Fi・バリアフリー整備 など）
- ② 大規模災害時に迅速に対応するための情報網の構築（防災行政無線のデジタル化、Jアラートに係る情報伝達手段の多重化 など）
- ③ 津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移転
- ④ 消防広域化事業等（広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築、消防車両等の整備 など）
- ⑤ 地域防災計画上に定められた公共施設等の耐震化

※ 特定地域の振興や生活環境の整備のための一部の国庫補助金（離島活性化交付金等）を受けて実施する事業を含む

【事業イメージ】



充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急防災・減災事業債（**充当率100%**）

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

⑨ 緊急自然災害防止対策事業

- 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）と連携しつつ、地方単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業債」を創設（事業期間は、平成31・32年度の2か年）

対象事業

災害の発生予防・拡大防止を目的として、地方公共団体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき地方単独で実施する防災インフラの整備事業

※「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業と直接関連しないものも対象

【対象施設】治山、砂防、地すべり、河川（護岸、堤防、排水機場等）、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利施設（ため池、揚水・排水機場、水路等）、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災

【事業イメージ】



小規模河川の護岸改修



山腹斜面の法面対策



ため池の堤体補強工事

充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急自然災害防止対策事業債（充当率100%）

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

【参考】 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業

- 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に基づく国直轄・補助事業による防災インフラ整備の地方負担に対する地方財政措置として、新たに「防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債」を創設（事業期間は、平成31・32年度の2か年）

対象事業

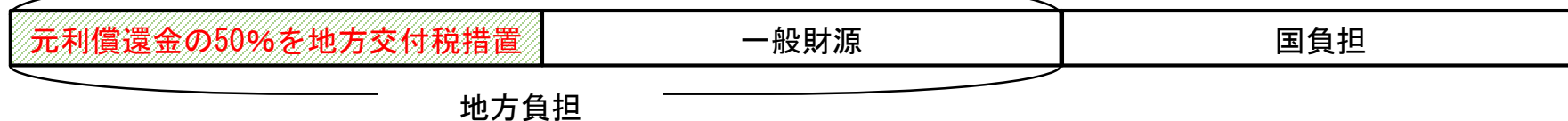
「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等を目的とした国直轄・補助事業

【事業イメージ】



充当率・元利償還金に対する交付税措置

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（充当率100%）



※ 平成30年度補正予算（第2号）に計上される「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業は、補正予算債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率50%）による措置を講ずる

財務調査課関係資料

1 .	基金の管理・運営について	1
2 .	地方公会計の更なる活用について	2
3 .	地方単独事業（ソフト）の「見える化」について	6
4 .	地方公共団体財政健全化法の適切な運用について	7
5 .	若者定着に向けた地方創生の取組について	8
6 .	過疎対策事業債について	10

平成 3 1 年 4 月 2 5 日
総務省自治財政局財務調査課

基金の「見える化」の推進

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)(抜粋)

「地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表を促すとともに、容易に比較できるよう検討し、一覧化を目指す。」

「新経済・財政再生計画 改革工程表 2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議)(抜粋)

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p>【指標】 ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）</p>	<p>○一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数</p>	<p>○統一的な様式で公表した地方公共団体数</p>	<p>9. <u>地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について統一的な様式での公表</u></p>

取組事項	実施年度			KPI	
	2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
<p>9 地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について統一的な様式での公表</p> <p>地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表を促すとともに、容易に比較できるよう検討し、一覧化を目指す。</p>	<p>2018年度決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、<u>統一的な様式での公表を更に促すとともに、容易に比較できるよう検討し、一覧化を目指す</u></p> <p>《総務省》</p>	<p>2019年度決算を踏まえ、一覧化情報を更新</p>	<p>2020年度決算を踏まえ、一覧化情報を更新</p>	<p>○統一的な様式で公表した地方公共団体数</p>	<p>○一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数</p>

「平成31年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意点について」(平成31年1月25日財政課事務連絡)(抜粋)

「地方公共団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、確実かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理・運営に努められたいこと。また、基金の考え方・増減の理由・今後の方針等の基金の積立状況等について、公表情報の充実を図るよう努められたいこと。なお、基金の積立状況等について、財政状況資料集において「見える化」を図ることとしていること。」

統一的な基準による財務書類等の整備状況

- 地方公共団体が所有する全ての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載した「固定資産台帳」は、95.3%の団体において整備済み。
- 統一的な基準による財務書類については、作成を要請している平成29年度末までに、88.2%の団体において作成済みとなっている。また、平成30年3月31日時点では作成中の団体のうち、89団体が平成30年6月30日までに作成済み(93.2%)となっている。

【固定資産台帳の整備状況】

区分	都道府県		指定都市		市区町村	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
整備済み	43	91.5%	19	95.0%	1,642	95.4%
整備中	4	8.5%	1	5.0%	79	4.6%
合計	47	100%	20	100%	1,721	100%

平成30年3月31日現在

合計	
団体数	割合
1,704	95.3%
84	4.7%
1,788	100%

【財務書類の整備状況】（「%」は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。）

作成状況		都道府県		指定都市		市区町村	
		団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
作成済み ※2	H28決算までに作成済み	36	76.6%	19	95.0%	1,425	82.8%
	H29決算から日々仕訳	5	10.6%	0	0.0%	92	5.3%
	小計	41	87.2%	19	95.0%	1,517	88.1%
作成中		5	10.6%	1	5.0%	200	11.6%
未整備		1	2.1%	0	0.0%	4	0.2%
合計		47	100%	20	100%	1,721	100%

平成30年3月31日現在

合計	
団体数	割合
1,480	82.8%
97	5.4%
1,577	88.2%
206	11.5%
5	0.3%
1,788	100%

参考(平成30年6月30日現在)

42 89.4% 20 100% 1,604 93.2%

1,666 93.2%

※「平成29年度までに作成」する団体とは、平成29年度決算から財務書類を日々仕訳により作成する団体を含む。

地方公会計の推進に関する研究会報告書概要（平成31年3月公表）

地方公会計の意義とこれまでの取組

- ・ ほぼ全ての地方公共団体が統一的な基準による財務書類が作成され、各団体のホームページ等で開示が進む一方、予算編成や資産管理等への活用は、一部の地方公共団体に限られている。
- ・ 今後は、固定資産台帳から得られるストック情報や発生主義に基づくコスト情報などを用いた分析を行い、予算編成や資産管理等を行うなど、地方公会計を地方公共団体の行財政運営におけるプロセスに組み込んで行くことが重要。このため、研究会では以下の1～3を中心に検討。

1 セグメント分析※の推進 ～セグメント別財務書類の作成・分析～

- ・ ワーキンググループを設置して、公募により選出した5団体（東京都中野区、愛知県日進市、滋賀県長浜市、佐賀県唐津市、鹿児島県和泊町）において施設別財務書類を作成し、セグメント別財務書類の作成及び分析に係る基本的な考え方を抽出するとともに、作成手順等を整理。
※ セグメント分析とは、財務書類の情報をもとに、施設、事業等のより細かい単位（セグメント）で財務書類を作成し、コスト等の分析を行うことであり、同種のセグメント間で比較すること等により課題や成果をより明確化することが可能

2 公会計情報の活用 ～財務書類から得られる各種指標の分析～

- ・ 財務書類から得られる指標のうち、算定式に課題があることが指摘されたもの（社会資本等形成の世代間負担比率、基礎的財政収支、債務償還可能年数）について、より実態に即した指標になるよう算定式を見直し。
- ・ 決算統計に基づく財政指標等に加えて算出することで、より多角的な分析が可能。

3 公会計情報の「見える化」～比較可能な形による財務書類の開示～

- ・ 財務書類等が経年比較や類似団体間の比較等により分析され、資産管理等に活用されるよう、財務書類等を比較可能な形で「見える化」するための様式等を検討。
- ・ 作成済みの全団体の財務書類等の情報を収集し、比較可能な様式により公表。

◆地方公会計の定着と推進に向けて◆

- 本研究会の検討を参考に、セグメント別財務書類の作成、分析に着手するとともに、各種指標や類似団体間比較等による分析を行うなど、地方公会計を日常の財務活動等に組み込んでいくことが期待される。
併せて、職員の分析能力の向上やITの活用等による業務の効率化、ロードマップの整備等も重要。
- また、財務書類及び固定資産台帳については、今後更新していく中で、正確性の確保や資産評価等の精緻化を図るとともに、作成時期の早期化が重要。
- 今後もセグメント分析の方法、公会計情報の活用の方法、更なる公会計情報の「見える化」等について検討を続けていくことが必要。

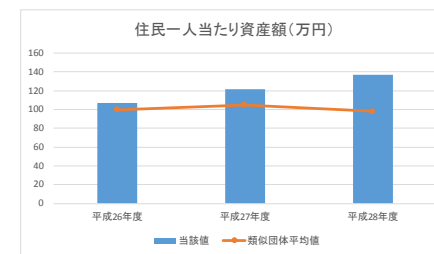
公会計情報（各種指標）の「見える化」イメージ

平成28年度 財務書類に関する情報②（一般会計等に係る指標）

1. 資産の状況

① 住民一人当たり資産額（万円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
資産合計	8,000,000	9,000,000	10,000,000
人口	75,000	74,000	73,000
当該値	106.7	121.6	137.0
類似団体平均値	100.0	105.0	98.0



- ②歳入額対資産比率
- ③有形固定資産減価償却率
- 2. 資産と負債の比率
- ④純資産比率
- ⑤将来世代負担比率
- 3. 行政コストの状況
- ⑥住民一人あたり行政コスト
- 4. 負債の状況
- ⑦住民一人あたり負債額
- ⑧基礎的財政収支
（プライマリーバランス）
- 5. 受益者負担の状況
- ⑨受益者負担比率
も同様に公表

統一的な基準による地方公会計の整備及び活用に係る支援

1. マニュアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析を始めとする財務書類の活用方法を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」平成27年1月に公表した（平成28年5月改訂）。「地方公会計の推進に関する研究会」報告書等を踏まえ、マニュアルの改訂を予定。

2. システムの提供

統一的な基準による地方公会計の整備に係る標準的なソフトウェアについて、平成27年度から地方公共団体に提供（システム整備の経費負担を軽減、財務書類作成作業の効率化や将来の施設更新必要額の推計等の活用寄予。標準的なソフトウェアの保守等の関連サービスについては、平成33年度まで継続）

3. 財政支援

地方公会計システムの運用に係る経費について普通交付税措置

専門家の招へい・職員研修に要する経費について特別交付税措置（※措置率1/2（財政力補正あり））

4. 人材育成支援

自治大学校、市町村職員中央研修所（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）、地方公共団体金融機構（JFM）等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施

統一的な基準による地方公会計についての各種研修等（平成31年度）

統一的な基準による地方公会計について、総務省自治大学校、市町村職員中央研修所（市町村アカデミー：JAMP）、全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー：JIAM）等を活用して、財務書類等の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施する。（詳細は各機関のホームページ等を参照のこと）

区分	研修名	研修期間	定員	研修内容
総務省自治大学校 （東京都立川市）	地方公会計特別研修	平成31年9月9～13日 （5日間）	100名程度	①統一的な基準による財務書類の作成及び更新実務、②固定資産台帳の更新実務、③財務書類等のマネジメントへの活用方法、④財政分析に関する班別討議（発表含む）、⑤先進的な取組の紹介 等 ※①～③は演習を含む、JAMPやJIAMの研修よりも詳細な内容構成
市町村職員中央研修所 （市町村アカデミー：JAMP） （千葉県千葉市）	地方公会計制度 （基礎～応用）	平成31年7月22～26日 （5日間）	50名程度	①統一的な基準による財務書類の作成及び更新実務、②固定資産台帳の更新実務、③財務書類等のマネジメントへの活用方法、④先進的な取組の紹介 等 ※①～③は演習を含む 演習・班別討議（発表含む）を通して「活用する」公会計をメインに学ぶ研修内容
全国市町村国際文化研修所 （国際文化アカデミー：JIAM） （滋賀県大津市）	自治体マネジメントのための地方公会計実務	平成31年4月22～25日 （4日間）	50名程度	①統一的な基準による財務書類の作成及び更新実務、②固定資産台帳の更新実務、③財務書類等のマネジメントへの活用方法、④財政分析に関する班別討議（発表含む）、⑤先進的な取組の紹介 等 ※①～③は演習を含む、基礎的な研修内容

地方公共団体金融機構（JFM）

都道府県等の単位で研修会等（1日間程度）を開催する場合、JFMが地方支援業務の一環として公認会計士等を派遣してサポートする事業（専門家派遣事業）を実施

自治体主催の研修等（特別交付税）

研修に要する経費について特別交付税により措置（措置率1/2、財政力補正あり） ※必要に応じて、研修講師の紹介も実施

地方単独事業（ソフト）の決算情報の「見える化」の推進

- 平成25年度決算分から、一般行政経費（単独事業）に係る各都道府県の決算額を、以下のような目的別で公表
- 平成28年度決算分から、全ての地方公共団体の単純合計額から団体間の重複額を控除した純計額を公表

（参考）一般行政経費（単独事業）（平成29年度決算）

（単位：億円）

区分	都道府県	市町村	純計額
総務費	9,985	20,198	26,234
民生費	19,387	51,326	59,492
うち社会福祉費	7,141	17,812	21,029
うち児童福祉費	5,569	17,269	18,841
うち老人福祉費	6,463	16,097	19,297
うち災害救助費	214	148	325
衛生費	4,434	28,864	27,726
うち環境衛生費、清掃費	1,102	16,471	12,925
労働費	429	864	1,267
農林水産業費	2,838	2,576	5,006
商工費	28,367	12,972	41,216
土木費	3,366	8,148	10,987
警察費	3,130		3,129
消防費	209	8,290	2,502
教育費	11,027	23,692	34,287
災害復旧費	0	1	0
その他の経費（議会費、諸支出金（地方消費税交付金等）等）	44,502	631	868
合計	127,675	157,562	212,716

（注）1. 平成29年度地方財政状況調査の調査表90表「一般行政経費の状況」から作成。
2. 純計額は、全ての地方公共団体の単純合計額から団体間の重複額を控除したものである。

（参考）経済財政運営と改革の基本方針2018

（平成30年6月15日閣議決定）（抜粋）

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

（3）地方行財政改革・分野横断的な取組等

（見える化、先進・優良事例の横展開）

地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する。



○ 地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関する検討会を設置

（座長：小西砂千夫 関西学院大学教授）

○ 具体的な「見える化」のあり方について検討し、平成30年度末に報告書を取りまとめ

○ 検討スケジュール

平成30年5月30日

第1回検討会開催

（第2回：7月11日、第3回：8月10日、第4回：10月9日、第5回：11月6日、第6回：1月22日、第7回：3月1日、第8回：3月19日）

10月12日

地方単独事業（ソフト）の平成29年度決算に係る試行調査を発出

平成31年3月27日

報告書とりまとめ

総財務第70号
平成28年3月31日

各都道府県総務部長
(財政担当課及び市区町村担当課)
各指定都市財政担当局長 } 殿

総務省自治財政局財務調査課長
(公印省略)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正に伴う
財政運営上の留意事項等について(通知)

1 法改正に係る留意事項

(1) 第三セクター等に対する短期貸付け

① 地方公共団体から第三セクター等に対して、反復・継続的に短期貸付け(同一年度に貸付と返済の双方が行われる貸付け)を行っているケースが見受けられる。

第三セクター等に対する反復・継続的な短期貸付けは、当該第三セクター等が経営破綻した場合には、地方公共団体に対する返済がなされなくなるおそれがあるため、第三セクター等(地方道路公社、地方土地開発公社、地方独立行政法人以外の者に限る。)に対する短期貸付金のうち、地方公共団体が実質的に負担すると見込まれるものについては、将来負担額として将来負担比率上把握することとした。(改正後の健全化法第二条第四号チ関係)

平成28年度決算からの適用に向けて、具体的な算定式については、今後、健全化法施行規則の改正及び告示の制定を行い、お示しする予定である。

② なお、いわゆる「単コロ」(反復・継続的な短期貸付けで、その返済が出納整理期間に行われるもの)は、地方自治法に定める「会計年度独立の原則」の趣旨に反した不適切な財政運営であるので、早期に解消し、長期貸付け又は補助金の交付等によって対応すべきである。

(2) (略)

2 研究会報告書を受けたその他の留意事項

(1) 年度を越えた基金の繰替運用

- ① 運用の一形態として、基金から一般会計等に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、地方自治法第241条第2項及び第7項に基づき、基金は確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。基金の運用にあたっては、その具体的内容に照らし、安全確実性、有利性、流動性(支払準備性、換金性)について満たされているかどうかを検証し、運用の適正化を図ること。
- ② 会計年度を越える基金の繰替運用は、実質的には一般会計等において赤字が生じているにも関わらず、その財政状況が地方公共団体の予算・決算及び健全化判断比率上明らかにされていないことから、住民や議会等が客観的にチェックできるよう、「地方自治法施行規則」(昭和22年内務省令第29号)第16条の2に規定する財産に関する調書において、繰替運用の欄を設けて運用額を記載するなど、具体的な内容を確実に記載することにより、実態に即した情報開示を行うこと。また、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(平成27年1月23日)に基づき作成される貸借対照表等においても、基金について、繰替運用を行った場合、基金残高と借入金残高を相殺して表示し、その内容を注記することとされており、同様に具体的な内容を確実に記載することにより、実態に即した情報開示を行うこと。
- ③ なお、従来からの取扱いであるが、会計年度を越える基金の繰替運用については、将来負担比率の算定上、当該運用額を充当可能基金から控除する取扱いとなっており、これを確実にを行うこと。

「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進

【事業イメージ】

地元産業界
一般の寄付等

連携

道府県等

出捐
※1

出捐
※1

総務省

道府県等の基金への出捐額
に特別交付税措置

- ・ 措置率0.5(一団体当たり上限1億円)
- ・ 財政力補正あり

※20~24歳人口が流入超過の場合、
措置率0.3、上限6千万円

「〇〇県人口減少対策・就職支援基金」

【基金規模の例※2】

年間支援対象者 : 100人
1人あたりの奨学金(貸付)額 : 400万円
⇒ 基金規模 : 4億円

①対象学生を推薦

文科省

独立行政法人
日本学生
支援機構

④要件を満たす者に対して奨学金
返還の全部又は一部を負担

③奨学金返還

②奨学金貸与
※3

無利子の優先枠(地方創生枠)
1都道府県あたり各年度上限100名

を設定

大学生等

対象者の要件

- ・ 当該特定分野の学位や資格の取得
- ・ 「地方経済の牽引役となる産業分野」や「戦略的に振興する産業分野」に係る地元企業に就職 など

〔地方公共団体と地元産業界
が合意して設定〕

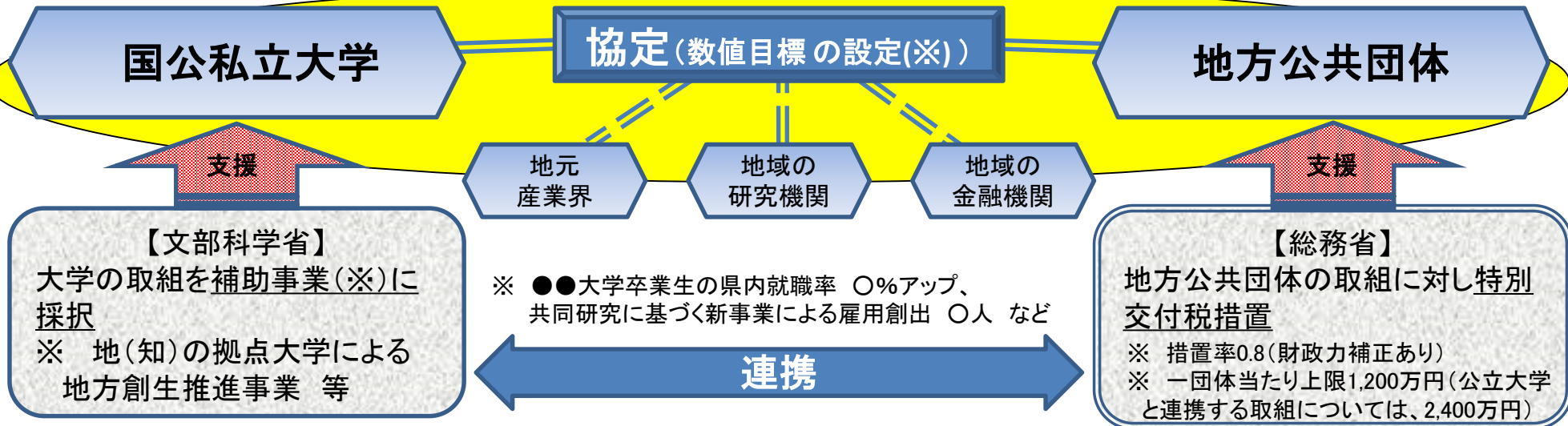
地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進

※1 地元産業界との連携を前提としているが、地元産業界等の出捐が得られない場合でも、道府県等の基金への出捐額に対する特別交付税措置あり

※2 実際の事業執行にあたっては、各地方公共団体が設定 ※3 図は「地方創生枠」を活用する場合(機構の無利子奨学金以外を支援対象とする場合も可)

地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進

事業イメージ



【取組例】

大学等の取組	地方公共団体の取組
【取組例1:産業振興】 地方大学、地方公共団体及び地元企業の共同研究による産業振興	
地元企業との連携により、地域のブランド産品・固有産業技術の開発、地域産品の6次産業化、産品展開のための販路開拓やマーケティングの研究等を実施	地方公共団体設立の研究施設(例:産業技術センター)による共同研究、研究開発委託、大学や地元企業間の連絡調整、販路開拓の支援(物産展への出品等)、マーケティング支援等を実施
【取組例2:就職時対策】 地元企業と学生のマッチングによる地元企業との関わりの強化	
地元産業界と連携した、地元企業における長期インターンシップ等、実践的な職業教育を実施(必須科目化・単位認定)	大学や地元企業間の連絡調整、インターン先企業の開拓、インターンシップ生の受入れ、地元産業界から大学への講師派遣支援等を実施
【取組例3:入学時対策】 ICTやサテライトキャンパスを活用した都市部の大学との単位互換を通じた地元大学への入学促進	
地方大学進学者がその居住する地域において、都市部の大学の授業をICTやサテライトキャンパスを活用して受講・単位修得する機会を提供(単位互換により在学している地方大学の単位として認定する)	受講スペースの提供、通信費等増嵩経費の一部負担等を実施

※ 公立大学と連携する取組については、文部科学省の補助事業に採択されないものであっても、地方公共団体の取組に対し特別交付税措置

過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域とされた市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。

充当率は100%であり、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

1 対象事業

産業振興施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道及び市町村が管理する都道府県道並びに農道、林道・漁港施設・港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 	厚生施設等 <ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○保育所、児童館 ○認定こども園 ○市町村保健センター及び母子健康包括支援センター ○診療施設 ○簡易水道施設
交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村道及び市町村が管理する都道府県道・橋りょう ○農林道 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○除雪機械 	教育文化施設 <ul style="list-style-type: none"> ○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅 ○市町村立の専修学校及び各種学校 ○図書館 ○公民館その他の集会施設 ○地域文化の振興等を図るための施設
<ul style="list-style-type: none"> ○自然エネルギーを利用するための施設 ○集落再編整備 		
過疎地域自立促進特別事業(いわゆるソフト対策事業)	○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む)	

2 地方債計画額

平成31年度4, 700億円(対前年度(当初)100億円増(+2.2%))